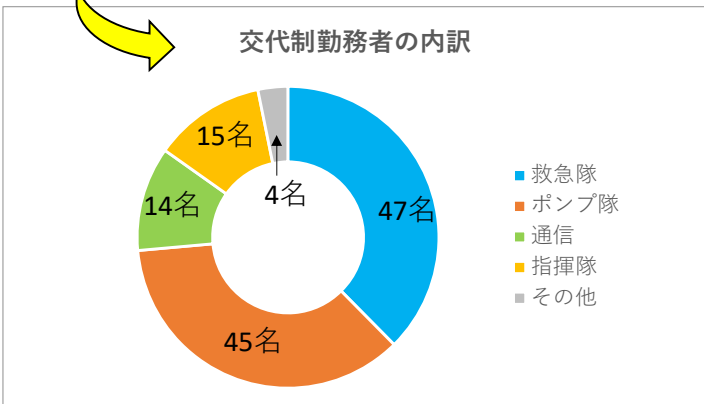
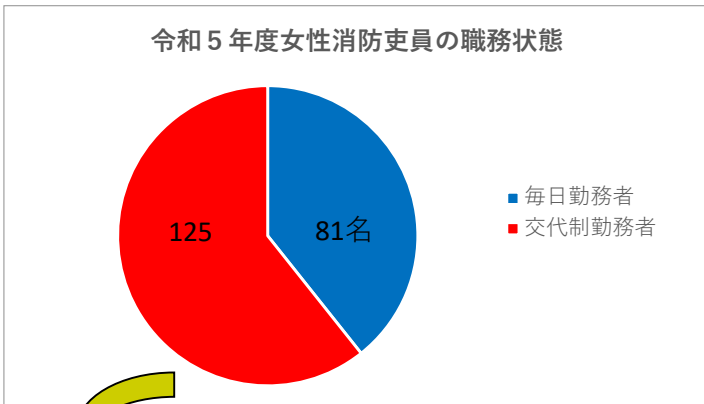


※令和5年度の道内消防吏員数は9,229名（道内58消防本部合計数）



#### 勤務条件・給与等について

- 勤務箇所：本部・消防署（新開町）、市内各出張所（末広・沼ノ端・新富・日新・錦岡）
- 勤務時間
  - ①毎日勤務職場（主に消防本部）に配置された場合 ⇒ 午前8時45分から午後5時15分まで（完全週休2日制）
  - ②隔日勤務職場（消防署及び出張所）に配置された場合 ⇒ 午前8時45分から翌日の8時45分（年間総勤務時間数は毎日勤務職員と同数です。）
- 令和6年4月1日現在の給与は次のとおりです。

区分	初任給	その他の給与
高校卒	166,600円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、 勤勉手当、寒冷地手当等が支給されます。
短大卒	179,100円	
大学卒	196,200円	

- 休暇：年20日の年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇（**出産に係る休暇**、夏季休暇、結婚休暇）等があります。

#### 出産に係る休暇

種類	内容	休暇の期間
妊娠障害休暇	主としてつわりのため勤務が困難な場合	14日以内
産前産後休暇	産前産後各8週（多胎妊娠のときは14週）	—
妊産婦等健診休暇	妊娠中又は出産後1年以内において保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間	実際に必要な時間
育児時間	職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回、各45分以内
子看休暇	中学校就学の終期に達するまでの子の看護のために必要な場合	1年度において5日

他にも次のような育児休業制度を設けています。

	内容	期間	給与
育児休業	子を養育するために認められる休業	子が3歳に達する日まで	支給なし（共済組合から一定の手当金を支給）
育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務（1日4時間・週5日勤務、1日7時間45分・週3日勤務等）	子が小学校就学の始期に達するまで	本来支給額に算出率を乗じて得た額を支給
部分休業	子を養育するために認められる時間（1日2時間以内）休業	子が小学校就学の始期に達するまで	勤務しなかった1時間につき1時間当たりの給与を減額

### 苫小牧市消防本部 隔日勤務体系

